

くろまぐろTACの配分について（令和5管理年度）

R5.7.25 水産業基盤整備課

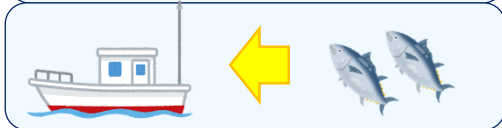
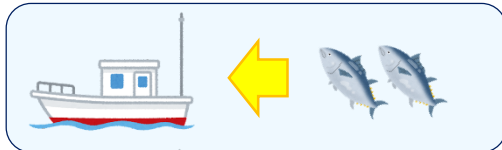
現在、くろまぐろ（小型魚（30kg未満）・大型魚（30kg以上））を漁獲することができるのはTAC（漁獲可能量）の配分を受けている者のみとなっています。くろまぐろTACの配分状況について簡単にまとめましたので、水揚げの可否等の参考にしてください。詳細な数値については「くろまぐろ速報」をご確認ください。TACの上限に達しそうな漁業種がある時なども「くろまぐろ速報」でお知らせします。

県から配分

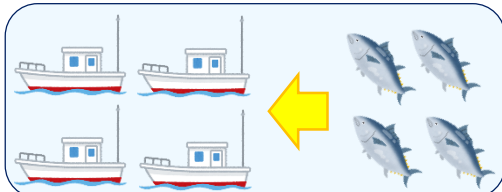
定置網漁業

配分されたTACの範囲内でくろまぐろを水揚げすることができます。

入網が多い大型定置網については管理委員会があり、網ごとに漁獲枠を配分しています。



大型定置：網ごとに枠を配分

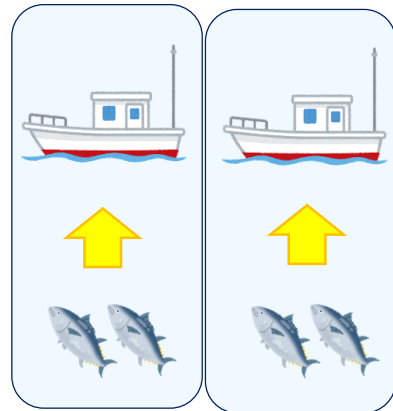


小型定置：多数の網で枠を共有

漁船漁業（知事管理）

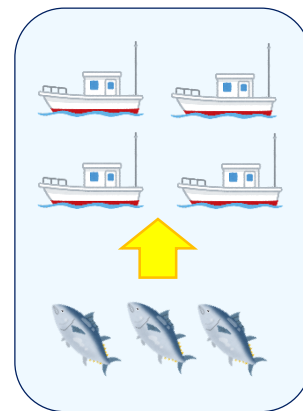
広域漁業調整委員会の承認を受けた船のみ、配分されたTACの範囲内でくろまぐろを水揚げすることができます。それ以外の船はくろまぐろの水揚げができませんので、混獲してしまった場合は放流してください。

県内で承認を受けている漁船は、大目流し網漁船9隻、はえなわ漁船3隻、曳縄漁船9隻です。このうち大目流し網漁船とはえなわ漁船については管理委員会があり、船ごとに漁獲枠を配分しています。



大目・はえなわ承認船
船ごとに枠を配分

※はえなわ漁船は大型魚のみ



曳縄承認船
多数の船で枠を共有

※小型魚のみ



枠の
割り当て
なし

その他の漁船
獲っちゃダメ！

国から配分

漁船漁業（大臣管理）

大臣管理のくろまぐろ漁船については、国から1隻ごとにTACが割り振られており、その枠内で水揚げすることができます。



漁業者以外（遊漁など）

小型魚の採捕は禁止、大型魚は1日1本まで採捕できますが、季節ごとに枠が定められており、いっぱいになると採捕停止となることがあります（水産庁HPなどをご確認ください）。釣ったくろまぐろを市場などで売ることはできません。



売っちゃダメ！

